

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

- | | | |
|---|------------|-----|
| ○一般競争入札（物品の購入）の実施
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出（二件） | （原子力安全対策課） | 一〇三 |
| ○土地改良事業の施行の同意 | （地域産業課） | 一〇五 |
| ○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定 | （土地改良指導課） | 一〇六 |
| ○道営土地改良事業の工事の完了 | （土地改良指導課） | 一〇七 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定 | （土地改良指導課） | 一〇七 |
| ○家畜人工授精に関する講習会及びその修業試験の実施 | （酪農畜産課） | 一〇八 |
| ○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出 | （水産経営課） | 一〇八 |
| ○一般競争入札（物品の賃借）の実施 | （森林計画課） | 一〇九 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除 | （治山課） | 一一〇 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更 | （治山課） | 一一〇 |
| ○公共測量の実施の通知（二件） | （建設部総務課） | 一一〇 |
| ○公共測量の終了の通知 | （建設部総務課） | 一一〇 |
| ○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等（二件） | （河川課） | 一一〇 |
| ○公有水面の埋立ての免許の出願 | （砂防災害課） | 一一一 |
| ○海岸保全区域の指定の一部改正 | （砂防災害課） | 一一一 |
| 支庁告示 | | |
| ○平成十三年度種馬鈴こよ集荷販売業者の登録（二件）
道教育局十勝教育局告示 | | 一一四 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 | | 一一四 |

告

示

北海道告示第1426号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

平成十三年八月二十一日

火 曜 日

一〇三

1(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする物品等の名称及び数量
可搬型業務用無線機（10W） 5台
- イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- ウ 納 入 期 日 平成13年10月1日から5日までのうち、双方合意した日に一括納品
- エ 納 入 場 所 別途指示する場所
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- ア 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
- (4) 入札執行の場所及び日時
ア 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館庁舎9階共用会議室
イ 入 札 日 時 平成13年8月31日 午前10時
ウ 開 札 場 所 アに同じ。
エ 開 札 日 時 イに同じ。
- (5) 入 札 保 証 金
ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第50号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- (6) 入札説明書の交付に関する事項
ア 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862
- イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。
- (7) 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- (8) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

(10) 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

ア 提出期限 平成13年8月27日

イ 提出場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

(11) その他

ア 開札の時にいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課
(4) 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

エ この入札の執行は、公開する。

オ 詳細は、入札説明書による。

2 (1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

- ① 防護帽 40個
- ② 防護服（布） 40着
- ③ 防護服（雨着） 50着
- ④ 防護服（防寒着） 55着
- ⑤ 手袋（綿） 6ダース

- ⑥ 手袋（ゴム） 5ダース
- ⑦ 手袋（軍手） 8ダース
- ⑧ 防護靴 85足
- ⑨ 靴下 15ダース
- ⑩ 防護マスク全面 46個
- ⑪ 防護マスク半面 44個
- ⑫ 防護マスクフェイスその1 210個（105組）
- ⑬ 防護マスクフェイスその2 180個（90組）

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

ウ 納入期日 平成13年10月1日から5日までのうち、双方合意した日に一括納品

エ 納入場所 別途指示する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札執行の場所及び日時 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

ア 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

イ 入札日時 平成13年8月31日 午前10時30分

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

イ 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

イ 交付方法 アの場所で交付する。

- (7) 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- (8) 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (9) 契約書作成の要否

(10) 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

ア 提出期限 平成13年8月27日

イ 提出場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

(11) その他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名称 北海道総務部総合防災対策室原子力安全対策課

(4) 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 862

エ この入札の執行は、公開する。

オ 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年12月21日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着することができるとのこと。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭友ストアー鶴川店 勇払郡鶴川町大成町2丁目3-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通

旭川市3条通18丁目左3号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,357㎡ (変更後) 3,680㎡

(4) 変更する年月日

平成13年8月4日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小 売 業 者 名	代 表 者 名	住 所
旭川電気軌道株式会社	豊島 弘通	旭川市3条通18丁目左3号
有限会社北野呉服店	北野 憲次	勇払郡追分町本町3丁目37
坂 本 花 子	坂本 花子	白老郡白老町日出町3丁目10-5-203

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の収容台数 490台

(4) 駐輪場の収容台数 100台

(7) 荷さばき施設の面積 80㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 64㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(7) 大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時（ただし、年間150日午後9時）

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

第1290号

報 告 公 開 規 則

- (ウ) 午前9時30分から午後8時30分まで（ただし、年間150日午後9時15分）
駐車場の自動車の出入口の数
入口3か所 出口3か所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後6時まで
- 2 届出年月日
平成13年8月3日
- 3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課 北海道胆振支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間
平成13年8月21日（火）から12月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで
- (4) その他
縦覧については、鶴川町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間
等については鶴川町へ問い合わせること。

北海道告示第1428号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとお
り大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年
12月21日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 届出事項の概要
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名
株式会社福原 代表取締役 福原 朋治
帯広市西22条北1丁目13番地
(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
びあざツクハラ札内店
幕別町札内青葉町307番

- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,476㎡ (変更後) 2,874㎡
イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
開店時刻 午前10時（ただし、年間10日午前9時）
閉店時刻 午後9時（ただし、年間60日午後10時）
(変更後)
開店時刻 午前9時30分（ただし、年間10日午前9時）
閉店時刻 午後9時45分
(イ) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
(変更前)
午前10時から午後9時15分まで
(変更後)
午前9時30分（ただし、年間10日午前9時）から午後10時まで
- (4) 変更する年月日
平成13年9月1日（ただし、大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更については平
成14年4月7日）
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ
ては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	福原 朋治
株式会社ローヤルクリーニング	帯広市西5条南27丁目	山崎 静馬
有限会社逢坂商店	幕別町錦町19番地1	逢坂 幸次
株式会社ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	大島 康広
有限会社小田呉服店	広尾町本通8丁目12番地	小田 金二
合資会社福原十字堂	新得町2条南1丁目1番地	福原 昭治
有限会社向井茶舗	帯広市西18条南3丁目2番7号	向井 茂代
株式会社柳月	音更町字下音更北9線西18-2	田村 昇

有限会社田所商会	幕別町錦町106	田所 富男
有限会社ふくら工房	帯広市東2条南8丁目20番地	橋本 崇司

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の収容台数

195台

(4) 駐輪場の収容台数

84台

(ウ) 荷さばき施設の面積

46.3㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

42.285㎡

ロ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(7) 駐車場の自動車の出入口の数

7か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後5時30分まで

2 届出年月日

平成13年8月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成13年8月21日（火）から12月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成13.8.1	栗沢町	11号線	基盤整備促進【基盤整備】（農道）
同 13.8.10	南幌町	岐美東	同

北海道告示第1430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南幌町の行う土地改良（三重南地区基盤整備促進【基盤整備】（農道））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成13年8月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1431号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年8月21日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
第4幹線	ため池等整備【用排水施設整備】	平成11.1.29
鴨居木	同（小規模用排水施設）	同 12.7.31
丸山	一般農道整備（過疎基幹）	同 12.9.29
曽我	畑地帯総合整備【緊急整備型】（暗きよ）	同 10.12.14
同	同（区画整理）	同 12.11.20
同	同（土層改良）	同

北海道告示第1432号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年8月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
北大沼	土地改良総合整備事業【省力化型】（用水施設）	北海道上川支庁
元丘	畑地帯総合整備（農道、農業用排水、暗きよ、客土）	北海道網走支庁

第1290号

報 告 公 開 北

津 別	中山間地域総合整備（農道、ほ場整備、客土、暗きよ、農用地改良保全）	北海道網走支庁
飛 生	農免農道整備	北海道胆振支庁
北海道告示第1433号		
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する家畜人工授精に関する講習会及びその修業試験を次のとおり実施する。		
平成13年8月21日		
北海道知事 堀 達 也		
1 平成13年第1回家畜（牛）人工授精師養成講習会		
(1) 開催期日		
平成13年9月28日から10月26日まで19日間		
(2) 開催場所		
中川郡本別町西仙美里25番地 1 北海道立農業大学校		
(3) 受講資格		
北海道立農業大学校の在学生で平成13年卒業見込みの者で家畜改良増殖法第17条の規定に該当しないもの		
(4) 受講者数		
31人以内		
(5) 講習科目		
ア 学 科 関係法規、人工授精		
イ 実 習 精液精子検査法、人工授精		
(6) 講習用テキスト		
家畜人工授精講習会用テキスト		
(7) 受講手続		
別記様式による受講願書に、受講者の写真（出願前3か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した名刺判のもの）をはり付けた履歴書を添付し、講習会開催日の10日前までに支庁長を経由して知事に提出すること。ただし、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第24条の2第1項及び第2項に規定する受講等免除者に該当する者は、受講免除科目を修めたことを証する書面（学科目取得証明書等）も併せて添付すること。		
(8) 受講者の決定		
受講者は、受講願書の提出があった者のうちから選考の上、決定する。		
2 修業試験		

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区 名		北海道知事 堀 達 也					
亀田郡恵山町字古武井322番地の3 砂原 満章			同 58番地 斉藤 力雄		漁船損害等補償法第113条 第1項の申出をする漁業協同組合の名称					
亀田郡七飯町字大沼町26番地 池田正十三			同 323番地 前田 金一		古武井 古武井 漁業協同組合					
北海道告示第1435号										
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。										
平成13年 8月21日			北海道知事 堀 達 也							
1 入札に付する事項										
(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量			パーソナルコンピュータ等 及び周辺機器等 21組							
(2) 調達をする賃借物品等の仕様等			入札説明書及び要求仕様書による。							
(3) 納 入 期 日			平成13年10月1日							
(4) 契 約 期 間			平成13年10月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。							
(5) 納 入 場 所			北海道水産林務部森林計画課、石狩、渡島、檜山、後志、空知、上川、留萌、宗谷、網走、胆振、日高、十勝、釧路各支庁林務課							
2 入札に参加するものに必要な資格										
次のいずれにも該当すること。										
(1) 平成13年北海道告示第19号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。										
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。										
(3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。										
3 契約条項を示す場所										
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林計画課林道管理係										
4 入札執行の場所及び日時										
(1) 入 札 場 所			北海道札幌市中央区北3条西6丁目							
(2) 入 札 日 時			北海道庁本庁舎10階 水産林務部1号会議室							
(3) 開 札 場 所			平成13年 8月31日 午後3時30分							
			(1)に同じ。							

(4) 開 札 日 時		(2)に同じ。	
5 入 札 保 証 金			
入札保証金は、免除する。			
6 入札説明書の交付に関する事項			
(1) 交 付 場 所		北海道札幌市中央区北3条西6丁目	
(2) 交 付 方 法		北海道水産林務部森林計画課林道管理係	
(1)の場所で交付する。			
7 郵便又は電報による入札			
認めないものとする。			
8 落札者の決定方法			
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。			
9 契約書作成の要否			
要			
10 入札参加申込書の提出			
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。			
(1) 提 出 期 限		平成13年 8月29日	
(2) 提 出 場 所		北海道札幌市中央区北3条西6丁目	
		北海道水産林務部森林計画課林道管理係	
11 そ の 他			
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。			
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い			
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。			
イ 落札者になった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。			
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
ア 名 称		北海道水産林務部森林計画課林道管理係	
イ 所 在 地		郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	
		電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 524	

- (4) この入札の執行は、公開する。
(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1436号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所 古平郡古平町大字沖町30の2（次の図に示す部分に限る。）、
在場所 30の1、31の4、31の7
2 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1437号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 指定施業要件の変更に 紋別郡西興部村字札滑604（次の図に示す部分に限る。）
係る保安林の所在場所
2 保安林として指定され 公衆の保健
た目的
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字札滑604（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1438号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点）
2 作業期間 平成13年8月8日から9月17日まで
3 作業地域 月形町

北海道告示第1439号

小樽開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
2 作業期間 平成13年7月19日から10月31日まで
3 作業地域 小樽市、岩内町、石狩市

北海道告示第1440号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
2 作業期間 平成13年4月18日から7月16日まで
3 作業地域 札幌市南区常盤

北海道告示第1441号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成13年8月21日

北海道知事 堀 達 也				イ 区 域
1	河 川 の 名 称	一級河川石狩川水系篠路拓北川		区 域 A
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成13年 8 月21日		次の 1 の地点から 4 の地点までを順次に結んだ線及び 1 の地点と 4 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
3	廃 川 敷 地 等 の 位 置	札幌市北区拓北 3 条 1 丁目382 番 1 地先、同 3 条 1 丁目 232 番13地先、同 3 条 1 丁目232 番12地先、同 2 条 2 丁目 51 番 9 地先及び同 3 条 2 丁目322 番 5 地先から 323 番19地先まで		漁港原点 (X = 86, 933. 722、 Y = 37, 508. 519) から方向角21度07 分27秒の方向19. 32 m の地点
4	廃川敷地等の種類及び数量	土地 3, 948. 70㎡ ²		1 の地点から方向角80度03分11秒の方向60. 03 m の地点 2 の地点から方向角170度03分14秒の方向1. 50 m の地点 3 の地点から方向角260度03分10秒の方向60. 03 m の地点 次の 5 の地点から10 の地点までを順次に結んだ線及び 5 の地点と 10 の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
北海道告示第1442号				漁港原点 (X = 86, 933. 722、 Y = 37, 508. 519) から方向角106度 13分03秒の方向12. 89 m の地点
河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第 49条の規定により、次のとおり告示する。				5 の地点から方向角79度59分37秒の方向58. 35 m の地点
その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。				6 の地点から方向角169度58分43秒の方向1. 50 m の地点
平成13年 8 月21日				7 の地点から方向角259度59分36秒の方向56. 85 m の地点
1	河 川 の 名 称	二級河川豊寒別川水系豊寒別川	北海道知事 堀 達 也	8 の地点から方向角170度00分45秒の方向45. 60 m の地点
2	廃川敷地等が生じた年月日	平成13年 8 月21日		9 の地点から方向角174度18分10秒の方向20. 05 m の地点
3	廃 川 敷 地 等 の 位 置	枝幸郡浜頓別町字頓別5180 番地先から同字42 番13地先まで		区域A 90. 02㎡ ²
4	廃川敷地等の種類及び数量	土地 27, 314. 78㎡ ²		区域B 170. 94㎡ ²
北海道告示第1443号				計 260. 96㎡ ²
公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第 2 条第 1 項の規定により、公有水面の埋立ての 免許を受けた旨、次のとおり出願があった。				(4) 埋立てに関する工事の施行区域
その願書及び関係図書は、北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して 3 週間、公衆の縦覧に供する。				ア 位 置
平成13年 8 月21日				枝幸郡枝幸町乙忠部8006 番及び 8036 番地先、並びに 8006 番、 8036 番及び 7354 番
1 (1)	出 願 の 年 月 日	平成13年 7 月24日	北海道知事 堀 達 也	イ 区 域
(2)	出 願 者			区 域 A
ア	名 称	北海道		A の地点
イ	住 所	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		B の地点
ウ	代表者の氏名	北海道知事 堀 達也		C の地点
(3)	埋 立 区 域			D の地点
ア	位 置	枝幸郡枝幸町乙忠部8006 番及び 8036 番地先の公有水面		区 域 B
				E の地点

第1290号

報 告 公 道 海 北

(5) 埋立地の用途	ウ 面 積	区域A 283.64㎡ 区域B 682.40㎡ 計 966.04㎡
	漁港施設用地	
2(1) 出願の年月日	平成13年7月24日	
(2) 出 願 者	北海道	
ア 名 称	札幌市中央区北3条西6丁目	
イ 住 所	北海道知事 堀 達也	
ウ 代表者の氏名		
(3) 埋立区域		
ア 位 置 域	枝幸郡枝幸町山臼7995番2、8522番及び8170番地先の公有水面	
イ 区 域	次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
①の地点	漁港原点 (X = 92,192.920、Y = 34,117.763) から方向角127度48分15秒の方向92.03mの地点	
②の地点	①の地点から方向角38度02分53秒の方向79.92mの地点	
③の地点	②の地点から方向角128度02分51秒の方向20.30mの地点	
④の地点	③の地点から方向角218度02分54秒の方向80.08mの地点	
ウ 面 積	1,624.08㎡	
(4) 埋立てに関する工事の施行区域		
ア 位 置 域	枝幸郡枝幸町山臼7995番2、8522番及び8170番地先	
イ 区 域	次のイの地点からニの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線によって囲まれた区域	
イの地点	漁港原点 (X = 92,192.920、Y = 34,117.763) から方向角127度45分19秒の方向86.23mの地点	
ロの地点	イの地点から方向角38度02分55秒の方向99.87mの地点	

(5) 埋立地の用途	ハの地点	ロの地点から方向角128度03分00秒の方向32.00mの地点
	ニの地点	ハの地点から方向角218度02分57秒の方向100.13mの地点
	ウ 面 積	3,200.07㎡
	漁港施設用地	
北海道告示第1444号		
昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。		
その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。		
平成13年8月21日		
北海道知事 堀 達 也		
5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の12利尻海岸の利尻町の頂海岸保全区域の欄中7の事項を8の事項とし、6の事項を7の事項とし、5の事項の次に次の事項を加える。		
6 富士見地区海岸の次の基点①から基点⑤までの各点を順次に結んだ線、基点①と補点Aを結んだ線、補点Aから補点Cまでの各点を順次に結んだ線及び基点⑤と補点Cを結んだ線によって囲まれた区域		
基点①	座標値 X = 131,843.709 Y = - 87,280.462の地点	
基点②	基点①から方向角300度49分06秒の方向135.75メートルの地点	
基点③	基点②から方向角305度15分01秒の方向56.32メートルの地点	
基点④	基点③から方向角303度21分05秒の方向56.52メートルの地点	
基点⑤	基点④から方向角308度21分12秒の方向47.64メートルの地点	
補点A	基点①から方向角180度00分00秒の方向100.00メートルの地点	
補点B	補点Aから方向角296度27分51秒の方向185.78メートルの地点	
補点C	補点Bから方向角305度35分45秒の方向182.84メートルの地点	
収 止 地 長		
北海道後志支庁告示第5号		
北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。		
平成13年8月21日		
北海道後志支庁長 浴 山 正 久		

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集	荷	地	域
後志第2号	平成13年8月9日	倶知安町南3条西1丁目	株式会社 本間松蔵商店	黒松内町			
後志第3号	平成13年8月9日	寿都町字渡島町11	佐藤 明	黒松内町、深川市、滝川市、千歳市、清水町、伊達市、北檜山町			
後志第4号	平成13年8月9日	黒松内町字黒松内634番地	株式会社 三幸三商坂内商店	黒松内町			
後志第5号	平成13年8月9日	喜茂別町字喜茂別283番地	株式会社 菊地商店	黒松内町、蘭越町、恵庭市			

北海道網走支庁告示第15号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。

平成13年8月21日

北海道網走支庁長 太田 敏夫

登録番号	登録年月日	住所	氏名又は名称	集	荷	地	域
網走第1号	平成13年8月13日	網走郡女満別町字中央64番地3	女満別町農業協同組合 代表理事組合長 齊藤 純男	女満別町			
網走第2号	平成13年8月13日	網走郡東藻琴村75番地	東藻琴村農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 俊彰	東藻琴村			
網走第3号	平成13年8月13日	網走郡美幌町字青山南30番地1	美幌町農業協同組合 代表理事組合長 石澤 博光	美幌町			
網走第4号	平成13年8月13日	網走郡津別町字大通133番地	津別町農業協同組合 代表理事組合長 後藤 正則	津別町			
網走第5号	平成13年8月13日	斜里郡斜里町本町36番地1	斜里町農業協同組合 代表理事組合長 富永 敏夫	斜里町			
網走第6号	平成13年8月13日	斜里郡清里町羽衣町2番地	清里町農業協同組合 代表理事組合長 石川 頼明	清里町、端野町、置戸町			
網走第7号	平成13年8月13日	斜里郡清里町水元町8番地	清里中央農業協同組合 代表理事組合長 二保 勝	清里町、東藻琴村			
網走第8号	平成13年8月13日	斜里郡小清水町字小清水379番地	小清水町農業協同組合 代表理事組合長 上野 満	小清水町、十勝支庁管内全域			
網走第9号	平成13年8月13日	常呂郡端野町字三区483番地17	端野町農業協同組合 代表理事組合長 木暮 健一	端野町			
網走第10号	平成13年8月13日	常呂郡訓子府町仲町25番地	訓子府町農業協同組合 代表理事組合長 高橋 俊一	訓子府町			
網走第11号	平成13年8月13日	常呂郡置戸町字置戸46番地	置戸町農業協同組合 代表理事組合長 伊東 勇	置戸町			
網走第12号	平成13年8月13日	常呂郡留辺蘂町字仲町50番地	留辺蘂農業協同組合 代表理事組合長 加藤 勝美	留辺蘂町			
網走第13号	平成13年8月13日	常呂郡佐呂間町字永代町57番地	佐呂間町農業協同組合 代表理事組合長 武田 弘道	佐呂間町			

網走第14号	平成13年8月13日	常呂郡常呂町字常呂608番地	常呂町農業協同組合 代表理事組合長 小野寺俊幸	常呂町、女満別町、十勝支庁管内全域
網走第16号	平成13年8月13日	北見市中ノ島町1丁目1番8号	北見市農業協同組合 代表理事組合長 加藤 孝幸	北見市
網走第17号	平成13年8月13日	北見市上ところ178番地	上常呂農業協同組合 代表理事組合長 合田 孝一	北見市
網走第19号	平成13年8月13日	網走市南4条東2丁目10番地	オホーツク網走農業協同組合 代表理事組合長 菊地 稔	網走市

網走教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月21日

北海道教育庁十勝教育局長 白 野 寛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 1式

42台×1校 (職業科)

2 落札を決定した日

平成13年8月3日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 松下クレジット株式会社 代表取締役社長 宮井 淳治

(2) 住 所 大阪市中央区城見2丁目1番61号

4 落札金額

241,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道教育庁十勝教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目

○ 正 誤

平成13年8月14日 (第1288号)

北海道告示第1381号 (公衆浴場入浴料金の統制額の指定) 中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

67 左 3

誤 物価統制令施行令 (昭和27年政令第319号) 第11条

正 物価統制令施行令 (昭和27年政令第319号) 附則第4項